

財政状況等一覧表について

地方公共団体の行財政運営については、市民のみなさんに対して説明責任を果たすことがますます重要になっているとともに、地方財政の状況が厳しくなっているなかで各地方公共団体が市民のみなさんの理解と協力を得ながら財政健全化を推進していくことが重要となっています。このため、自らの財政状況について、より積極的に情報を開示することが求められています。

京丹後市においては、市民のみなさんにわかりやすい財政状況、予算編成の公開に努めているところですが、総務省では、普通会計に加え企業会計などの特別会計の状況や第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況も含めた、総合的な財政情報について公表することとし、平成17年度決算から「財政状況等一覧表」を作成しています。

「財政状況等一覧表」は、全国統一の様式ですべての地方公共団体が作成したもので、決算数値をもとに下記の内容について公表しています。

- 一般会計及び特別会計の財政状況（主に普通会計に係るもの）
- 以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの）
- 関係する一部事務組合等の財政状況
- 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況
- 財政指数

参考

財政状況等一覧表における用語について

1 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計をいいます。

2 地方公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健事業、介護保険事業などに係る会計の総称です。

3 地方公営企業

サービス受給者からの費用負担による独立採算制を前提とした企業として、地方公共団体が実施し、かつ地域住民の福祉の増進を目的とした事業をいいます。

4 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額です。

ただし、財政状況等一覧表中「2 1以外の特別会計の財政状況(公営企業を含む公営事業会計に係るもの)」欄の形式収支については、歳入歳出差引額に前年度からの繰越金を加え、積立金及び繰上充用金を控除したものに、さらに、収益的支出に充てた企業債及び収益的支出に充てた他会計繰入金を加えたものの額を記載しているため、単純差引額と合致しない場合があります。

5 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、何らかの事情で未完成のため翌年度に繰り越す必要のある財源を除いた額です。

6 純損益

総収益から総費用を差し引いた額のことです。純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼び、地方公営企業決算ではそれぞれを黒字、赤字といいます。

7 不良債務

流動負債の額が流動資産の額(翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く)を超える額のことです。不良債務が発生していることは、資金不足が生じていることを意味しています。

8 累積欠損金

営業活動によって生じた欠損金が、当該年度で処理できずに複数年にわたって累積したものです。

9 一部事務組合

地方自治法に基づき、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するため、これらの地方公共団体を構成員として設立する組合です。

10 第三セクター

一般的に国や地方公共団体の公共部門(第一セクター)と民間部門(第二セクター)との共同出資で設立された事業主体をいいます。財政状況等一覧表においては、当該地方公共団体が出資する商法法人、民法法人、地方三公社、地方独立行政法人のうち、当該団体が(迂回出資分を含む)25%以上出資するもの若しくは当該団体が財政支援(補助金、貸付金、損失補償、債務保証)を実施しているものを掲載しています。

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体から の債務保証に 係る債務残高	当該団体から の損失補償に 係る債務残高	備考
(財)京都府丹後文化事業団	3	26	10	29	-	-	-	
(財)京丹後市公園緑化事業団	3	25	20	-	-	-	-	
(財)丹後地域地場産業振興センター	3	433	17	56	-	-	-	
(株)テンキテンキ村	2	30	43	-	-	-	-	
(有)バイオテック弥栄	0	1	1	-	-	-	-	
(株)くみはま縣	0	2	10	-	-	-	-	
(財)京都府国民年金福祉協会	0	13	4	-	-	-	-	
京丹後市総合サービス(株)	4	16	20	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指数

財政力指数	0.376	実質収支比率	2.2%
実質公債費比率	17.9%	経常収支比率	94.5%

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。